

転入時の主な手続き一覧

項目	手続き【問い合わせ先、担当課】
国民健康保険の手続き	保険証を発行しますので加入の手続きをしてください。 ※学生の場合、前住所地で「マル学」の手続きが必要になりますのでご確認ください。 【市民課 保険年金担当】
国民年金の加入者	「年金手帳」を持参し手続きをしてください。
国民年金の受給者	住基ネットの活用により、年金事務所への住所変更の届出を省略できます。 【市民課 保険年金担当】
介護保険被保険者 (65歳以上の方)	転入届を行えば、保険証が後日郵送されます。
要支援・要介護認定者	転出地で発行された「受給資格証明書」を提出してください。 【いきいきプラザ都留内 長寿介護課 介護保険担当】
後期高齢者医療被保険者 (75歳以上の方)	県内からの転入者は、転入届を行えば、保険証が後日郵送されます。 県外からの転入者は、「負担区分証明書」「障害・特定疾病等認定書(該当者のみ)」を提示し手続きをしてください。 【市民課 保険年金担当】
障害者手帳等をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	手帳、印鑑を持参し、記載事項変更の手続きをしてください。
各種助成を受けていた方	給付について福祉課にご相談ください。 【いきいきプラザ都留内 福祉課 障害者支援担当】
妊婦・乳幼児のいる世帯の方 ・妊婦・乳児一般健康診査受診票の交付 ・子育て応援ガイドブックの配布 ・予防接種の予診票の交付	前住所地での未使用の受診票・予診票と母子健康手帳を持参し、新たな受診票及び予診票の交付について相談してください。 【いきいきプラザ都留内 健康子育て課 予防担当】
小児の保護者 (中学校3年生まで)	「すこやか子育て医療費助成金受給資格者証」の発行申請をしてください。 【市役所・いきいきプラザ都留内 健康子育て課 子育て支援担当】
保育所(園)に児童が入園される方	「入所申込書」を健康子育て課または保育所(園)に提出してください。 【いきいきプラザ都留内 健康子育て課 保育家庭担当 または 各保育所(園)】
公立小・中学校の生徒	「就学通知書」をお渡ししますので、手続きをしてください。 【学校教育課 学校教育担当】
児童手当の受給者	印鑑、保険証、申請者の「口座がわかるもの」を持参し、申請してください。 【市役所・いきいきプラザ内 健康子育て課 子育て支援担当】
母子・父子家庭の方 ・児童扶養手当 ・母子家庭等自立支援 ・ひとり親医療費助成	給付について福祉課でご相談ください。 【市役所・いきいきプラザ内 健康子育て課 子育て支援担当】
市営住宅に入居する方	入居の手続きをしてください。 【建設課 建築・住宅担当】
犬を飼われている方	転入時に犬の鑑札を持参し、犬の所在地を変更した旨の届けをしてください。 【地域環境課 環境保全担当】
市税に関して	国民健康保険税は世帯主に課税されます。 税金の納付は口座振替が便利です。希望される方はお申しつけください。 市県民税は1月1日現在の住所地で課税されますのでご注意ください。 【税務課 市民税担当】
住民基本台帳カードをお持ちの方	転入時に必ず持参し、継続利用の手続きをしてください。 【市民課 市民窓口担当】
水道の手続き	水道の開栓手続きをしてください。 【上下水道課】
運転免許証をお持ちの方	住所の変更により記載事項変更の手続きをしてください。 【山梨県警察本部 運転免許課都留分室】
在留カード・特別永住者証明書をお持ちの方	在留カード・特別永住者証明書を持参し、転入の手続きをしてください。 【市民課 市民窓口担当】

❖お問い合わせ❖

都留市役所 0554-43-1111 (代) 開庁時間 8:30~17:15

毎週水曜日は19:00まで ※取り扱えない業務もあります。詳しくはお問い合わせください。

いきいきプラザ都留 0554-46-5112 (福祉課) 0554-46-5113 (健康子育て課) 0554-46-5118 (長寿介護課)